

菊池市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 熊本県菊池市

事 業 名 : 小規模集合排水処理施設事業

策 定 日 : 令和 2 年 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ～ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成12年度 (19年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用 (令和2年4月)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	8.5人 (169人/20ha)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	3処理場(菊池市鳳来第1排水処理施設・菊池市鳳来第2排水処理施設・菊池市穴川第1排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	下水道使用料体系は従量制、定額制、人頭制などに大別され、本市の小規模集合排水処理事業では人頭制を採用しています。 (基本料2,000円＋1人当たり500円を加算し合計に税を加算) (基本料2,000円＋人数×500円)＋税						
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	無し						
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	無し						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (3 人 世 帯 あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,780	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	4,616	円
	平成30年度	3,780	円		平成30年度	4,548	円
	令和元年度	3,850	円		令和元年度	4,766	円

*2 条例上の使用料とは、人頭制のため一般家庭における3人世帯あたりの使用料を記載。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	令和2年度については、下水道課職員12名で構成されています。内訳としましては、主に下水道使用料に関することや下水道事業会計の予算決算業務を行う管理係に4名、主に下水道の整備、特に接続に関する業務を行う工務係に4名、施設やMP等の維持管理の業務を行う施設係に2名を配置しており、事業規模が小さいことから他事業と兼務しているため、小規模集合排水処理事業の職員数は0です。
事 業 運 営 組 織	下水道課職員12名・会計年度任用職員1名のうち、課長1名、課長補佐1名、係長3名、管理係3名、工務係3名、施設係1名、会計年度任用職員1名の構成。 <pre> graph LR K[課長] --- KB[課長補佐] KB --- M[管理係] KB --- K[工務係] KB --- S[施設係] M --- M1[係長以下4名] K --- K1[係長以下4名、会計年度任用職員1名] S --- S1[係長以下2名] </pre> うち、小規模集合排水処理事業では職員配置なし(他事業と兼務)。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	使用料に関する業務(使用料の請求や徴収に関すること等)を民間委託。
	イ 指定管理者制度	現在活用はございません。
	ウ PPP・PFI	現在活用はございません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在活用はございません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在活用はございません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

1、経営の健全性・効率性

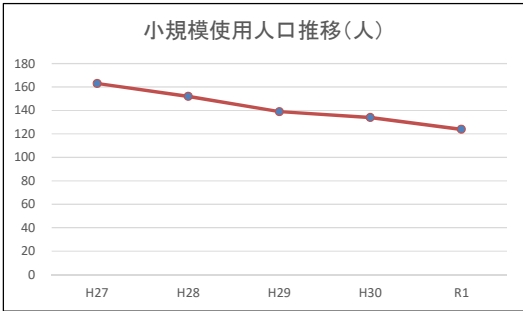
収益的収支比率	望ましい方向:増加																			
指標の説明	総費用と地方債償還金との合計額と総収益とを比較したものを表す指標です。																			
指標の基準(目標)値	単年度の収益収支が100%を超えて比率が高いほど経営状況が良好といえる。																			
グラフ及び実績	①収益的収支比率(%) <table><thead><tr><th></th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R01</th></tr></thead><tbody><tr><td>当該値</td><td>83.83</td><td>82.72</td><td>83.43</td><td>82.35</td><td>82.08</td></tr><tr><td>平均値</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			H27	H28	H29	H30	R01	当該値	83.83	82.72	83.43	82.35	82.08	平均値					
	H27	H28	H29	H30	R01															
当該値	83.83	82.72	83.43	82.35	82.08															
平均値																				
	(本市:棒グラフ)																			
現状の簡易分析・コメント	人口減少の状況を注視しながら、収入支出内容を検証します。																			

※累積欠損金比率、流動比率、企業債残高対事業規模比率については数値なし

2. 将来の事業環境

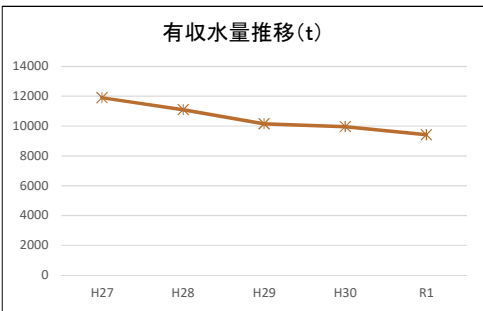
(1) 処理区域内人口の予測

全国的に人口減少が進んでいる中、菊池市でも人口減少が進んでいます。処理対象区域は約57世帯134名と少ない処理区域内人口であり、人口と共に経営状況も減少と考えます。処理施設は、供用開始より19年程度経過していますが老朽化等はないため、新規建設事業はないものと考えます。



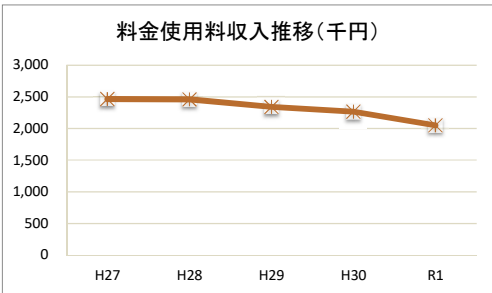
(2) 有収水量の予測 ※有収水量:下水道使用料徴収の対象となる水量。

有収水量につきましては、使用した水量に対し、汚水流入量(汚水処理量)の対象になった水量です。処理区域内の人口の状況から判断すると今後、水量が減少すると予測します。



(3) 使用料収入の見通し

接続世帯数の減少に伴い、今後数年間で少しづつ減少すると見込まれます。(※令和元年度の数値については、公会計移行による打切決算により参考数値)



(4) 施設の見通し

供用開始より19年程度経過していますが、施設及び管渠は耐用年数に達しておらず老朽化はないため、新規建設事業はないものと考えます。しかしながら将来的に経年劣化による更新が考えられるので、今後耐用年数や老朽化等を検証します。

【今後の主な施設改築更新内容】
○現在は計画なし

(5) 組織の見通し

令和2年度より企業会計(法の一部適用)を行ったため、H29年度より組織の変更は行っておりません。将来的には、他部署との組織統合を検討する必要があると考えます。

R2年度

建設部	下水道課	管理係
		工務係
		施設係



※将来の統合例

建設部	上下水道課(局)	管理係	契約事務、検査等全般
		庶務係	料金等その他庶務全般
		工務第1係	上水配水管等の維持、新設
		工務第2係	下水管渠、浄化槽等の維持、新設
		施設係	配水池、処理場の維持管理

3. 経営の基本方針

菊池市では、自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく「安心・安全の『癒しの里』きくち」を目指し、快適で安全・安心な生活の確保を図るため、菊池市下水道事業において6つの事業による整備や維持管理を行っています。

近年は全国的に少子高齢化や人口減少の時代に直面し、下水道事業においても使用料収入の確保や下水道施設の更新、また財政状況の改善が課題となっています。このような状況のなか、市は住民のニーズや地理的特性を踏まえ、柔軟かつ計画的な経営への取り組みを進めていかなければなりません。

菊池市下水道事業は、令和2年度より一部法適用に会計方式を切り替え下水道施設の適切な整備・維持管理を通じた細やかな下水道サービスの実現と、持続可能な社会インフラ形成に向けた財政基盤の強化との両立を経営の基本的方針とします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資計画はありません。
-----	-------------

既存施設の建設事業が終了しており、耐用年数に達するまで年数を要することから予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料については事業規模が小さいこと、また人口ビジョン等による市全体の人口減少が考えられるため、適正な使用料を目指し、経営の安定化を図ります。
-----	---

【収益的収入】
(使用料収入)
使用料については、今後処理人口の減少に伴い使用料収入も減少するものと見込んでいます、又地域性を考え、今後の増益は難しいと予測します。
(繰入金)
繰入金については、公営企業の原則である独立採算制を基本とする中で、今後は財源不足を起こさないよう繰り入れを行います。当面は基準外の繰り入れも発生するため、支出の経費削減に努めます。

【資本的収入】
(国庫補助金)
(企業債)
国庫補助金、企業債については、新規建設事業が完了しているため、企業債の借入は予定しておりません。地方債残高も徐々に減少していく予定です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用について、処理施設の維持管理運転業務委託を行っていますが、今後は近隣自治体の状況を参考に本市がどの範囲までの包括的民間委託ができ、また費用対効果がどの程度見込めるのかを検証します。

【動力費】	事業規模が小さいため、現状と同程度で推移すると見込んでいます。
【修繕費】	事業規模が小さいため、現状と同程度で推移すると見込んでいます。
【委託費】	事業規模が小さいため、現状と同程度で推移すると見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	予定はありません。
投資の平準化に関する事項	供用開始より19年程度経過していますが、耐用年数に達しておらず老朽化は見れないため、近年中の新規建設事業は予定はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	取り組み可能な業務について、他の先進事例などを参考に検討を図ります。
その他の取組	予定はありません。

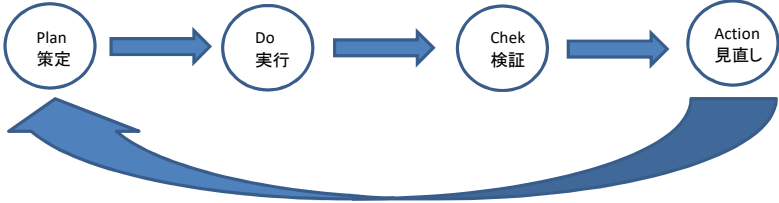
② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業が繰入を行うことは、地方財政法第6条の規定で特別会計を設け、当該企業の性質上適正な経営を行っても、なおその経営の収入のみをもってあてることが客観的困難である場合に認められるもので、国の繰り出し基準で規定されています。 市民サービスに不可欠な下水道を安定的に維持し続けるには、一般会計からの繰り入れ金に過度に依存せず中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があるため、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があることです。 一般会計からの繰り出しにより経営するということは、下水道の便宜を受けることができる住民とそうでない住民との間に、不公平が生じるなどの問題もあり、使用料の適正化を進めることは財政にも重要なことですので、この事からも最適な使用料となるよう見直しを進めます。
資産活用による収入増加の取組について	予定がありません。
その他の取組	予定がありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	使用料に関する業務以外の予定はありません。
職員給与費に関する事項	該当がありません。
動力費に関する事項	規模が小さいため削減は難しく、緩やかに上昇するとしています。
薬品費に関する事項	該当がありません。
修繕費に関する事項	規模が小さいため削減は難しく、老朽化による修繕増により上昇すると見込んでいます。
委託費に関する事項	規模が小さいため削減は難しく、人件費単価上昇のため上昇するとしています。
その他の取組	該当がありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	進捗管理やPDCAサイクルなどを用いて事後検証を行い、5年目に経営戦略の見直しを行っていきます。 見直しの際は、投資試算・財源試算と実績との乖離及びその原因を検証し、将来の予測方法や経営の効率化に向けた取り組み等について、必要な見直しを実施することで事業運営を図ります。  <pre> graph LR Plan((Plan 策定)) --> Do((Do 実行)) Do --> Check((Chek 検証)) Check --> Action((Action 見直し)) Action --> Plan </pre>
SDGsのゴール	6 安全な水とトイレを世界中に

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)															
区 分	年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 見 込 〕	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 収 入 (A)	1,949	2,306	2,269	2,242	2,217	2,192	2,166	2,141	2,116	1,970				
	(1) 料 金 収 入 (B)	1,948	1,867	1,851	1,835	1,818	1,802	1,785	1,769	1,753	1,736				
	(2) 受 託 工 事 収 入 (C)														
	(3) そ の 他 収 益 (D)	1	439	418	407	399	390	381	372	363	234				
	2. 営 業 外 収 益 (E)	5,561	5,045	5,079	5,075	5,017	4,956	4,895	4,832	4,766	3,570				
	(1) 補 助 金 (F)	5,414	4,897	4,935	4,931	4,873	4,812	4,751	4,688	4,622	3,477				
	(2) 他 会 計 補 助 金 (G)	5,414	4,897	4,935	4,931	4,873	4,812	4,751	4,688	4,622	3,477				
	(3) そ の 他 補 助 金 (H)	147	147	143	143	143	143	143	143	143	92				
	(4) そ の 他 収 入 (I)	7,510	7,351	7,348	7,317	7,234	7,148	7,061	6,973	6,882	5,540				
	(5) 経 営 収 入 (J)	7,295	6,713	6,577	6,560	6,560	6,560	6,560	6,560	6,560	5,306				
収 益 的 支 出	1. 職 員 給 与 費 (K)														
	(1) 基 本 給 与 費 (L)														
	(2) 退 職 給 付 金 (M)														
	(3) そ の 他 支 出 (N)														
	2. 経 営 費 (O)	3,565	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983				
	(1) 人 員 費 (P)	551	495	495	495	495	495	495	495	495	495				
	(2) 修 繕 費 (Q)	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64				
	(3) 材 料 費 (R)														
	(4) そ の 他 支 出 (S)	2,950	2,424	2,424	2,424	2,424	2,424	2,424	2,424	2,424	2,424				
	(5) 減 価 償 却 費 (T)	3,730	3,730	3,594	3,577	3,577	3,577	3,577	3,577	3,577	2,323				
流 入	2. 営 業 外 収 入 (U)	1,044	913	831	748	665	579	492	404	313	225				
	(1) 支 払 利 息 (V)	881	800	717	632	547	460	371	281	189	99				
	(2) そ の 他 収 入 (W)	163	113	114	116	118	119	121	123	124	126				
	3. 支 出 計 (X)	8,339	7,626	7,408	7,308	7,225	7,139	7,052	6,964	6,873	5,531				
	(1) 経 常 損 益 (Y)	△ 829	△ 275	△ 60	9	9	9	9	9	9	9				
	(2) 特 別 損 益 (Z)														
	(3) 特 別 損 益 (F)-(G)	15	9	9	9	9	9	9	9	9	9				
	(4) 当 年 度 純 利 益 (又は純損失) (E)+(H)	△ 844	△ 284	△ 69	△ 9	△ 9	△ 9	△ 9	△ 9	△ 9	△ 9				
	(5) 繰 越 利 益 剰 余 金 又は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 844	△ 1,128	△ 1,197	△ 1,197	△ 1,197	△ 1,197	△ 1,197	△ 1,197	△ 1,197	△ 1,197				
	(6) 流 入 計 (J)	232	226	224	223	222	220	219	217	216	215				
流 動 負債	4. 未 収 金 (K)	162	156	154	153	152	150	149	147	146	145				
	(1) 負 債 (L)	5,006	5,090	5,175	5,262	5,350	5,440	5,531	5,624	5,717	5,810				
	(2) うち 建設改良費分 (M)	4,880	4,963	5,047	5,133	5,220	5,309	5,399	5,491	5,584	5,677				
	(3) うち 一時借入金 (N)														
	(4) うち 未 払 金 (O)	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135				
	累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/(A)-(B)) × 100 ()	43.30%	48.92%	52.75%	53.39%	53.99%	54.61%	55.26%	55.91%	56.57%	60.76%				
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した (P)														
	営業収益一受託工事収益 (A)-(B)	1,949	2,306	2,269	2,242	2,217	2,192	2,166	2,141	2,116	1,970				
	地方財政法による (L)/(M) × 100 ()														
	健全化法施行令第16条により算定した (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する	健全化法施行令第16条により算定した (N)														
	健全化法施行規則第6条に規定する (O)														
	健全化法施行令第17条により算定した (P)														
	健全化法施行令第17条により算定した (P)														
	健全化法第22条により算定した (N)/(P) × 100 ()														
	健全化法第22条により算定した (N)/(P) × 100 ()														
	健全化法第22条により算定した (N)/(P) × 100 ()														
	健全化法第22条により算定した (N)/(P) × 100 ()														
	健全化法第22条により算定した (N)/(P) × 100 ()														
	健全化法第22条により算定した (N)/(P) × 100 ()														

(単位:千円, %)

投資・財政計画
(収支計画)

(税込み)																(単位:千円)
区分		年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
資本的収入	資本的収入	1. 企業費平準化償	償													
		うち資本金	金													
		2. 他会計出資	金			1,959	1,626	1,658	1,744	1,831	1,920	2,010	2,102	2,211		
		3. 他会計補	金													
		4. 他会計負担	金			54										
		5. 他会計借入	金													
		6. 国(都道府県)補助	金													
		7. 固定資産売却代	金													
		8. 工事負担	金													
		9. その他	他													
資本的支出	資本的支出	1. 建設改良費	費			2,013	1,626	1,658	1,744	1,831	1,920	2,010	2,102	2,211		
		うち職員給与	費													
		2. 企業償還	金													
		3. 他会計長期借入返	金			4,799	4,880	4,963	5,047	5,133	5,220	5,309	5,491	4,397		
		4. 他会計への支出	金													
		5. その他	他													
		計	(D)			4,849	4,930	5,013	5,097	5,183	5,270	5,359	5,449	5,541	4,447	
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)-(D)-(C)			2,836	3,304	3,387	3,439	3,439	3,439	3,439	3,439	3,439	2,236	
		1. 損益勘定留保	資金			2,836	3,299	3,382	3,434	3,434	3,434	3,434	3,434	3,434	2,231	
		2. 利益剰余金処	分額													
3. 繰越工事	資金															
4. その他	他				5	5	5	5	5	5	5	5	5			
補填財源	補填財源	計	(F)			2,836	3,304	3,387	3,439	3,439	3,439	3,439	3,439	2,236		
		資本的収入不足額	(E)-(F)													
		他会計借入金残	高													
		企業債残	高													
		計	(G)													
		資本的収入不足額	(H)													
		他会計借入金残	高													
		企業債残	高													
		計	(H)			48,357	43,477	38,514	33,467	28,334	23,114	17,805	12,406	6,915	2,518	
		〇他会計繰入金														
区分		年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収益的収支分	収益的収支分	うち基準内繰入金	金			5,414	5,335	5,352	5,337	5,271	5,201	5,131	5,059	4,984	3,710	
		うち基準外繰入金	金			4,464	4,383	4,168	4,066	3,981	3,894	3,805	3,715	3,623	2,330	
		資本的収支分				950	952	1,184	1,271	1,290	1,307	1,326	1,344	1,361	1,380	
資本的収支分	資本的収支分	うち基準内繰入金	金			2,013	1,626	1,626	1,658	1,744	1,831	1,920	2,010	2,102	2,211	
		うち基準外繰入金	金			1,600	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	
		合計				413	6,961	6,978	6,995	7,015	7,032	7,051	7,069	7,086	5,921	